

発達支援拠点及び 発達障がい者支援センターのあり方について

令和6年8月9日 14:30～16:30

大阪府立労働センター 6階606号室

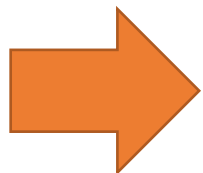
1. 発達支援拠点と発達障がい者支援センターのあり方検討の背景と方向性

取り巻く状況と検討の背景

- 発達障がいと診断された者は、平成28年から令和4年の6年間で約1.8倍に増加（出典：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」で比較。推計値）
- 幼児期の発達に関する問題と成人期の社会生活における適応度との関連性が指摘されており、幼児期からの支援の充実が必要
- 障がい児通所支援を利用するこどもの主な障がい種別の約6割弱（※）が発達障がいであり、障がい児通所支援事業所の支援の質を上げることが重要。
- 学齢期の支援にあたっては、福祉と教育が、特性に応じて共通の理解に基づき一貫した支援を行うことが必要。
- 「こどもまんなか社会」の実現をめざすこども施策全体の連続性の中で、令和6年4月施行の改正児童福祉法をふまえ、市町村は、児童発達支援センターを地域における中核的な支援機関とした障がい児支援体制の構築が求められており、都道府県は、広域的な調整の観点からの関与が求められている。
- 令和2年3月部会提言において、主要な論点の1つに「療育拠点及び発達障がい者支援センター（アクトおおさか）のあり方」が提言されている。

（※）出典：厚生労働省 令和4年度障害者総合福祉推進事業 障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究 報告書 みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社

大阪府の取組む方向性



長年培ってきた発達障がい児支援の専門的なノウハウ・スキルを有する「発達支援拠点」と市町村・児童発達支援センターが連携・協働した大阪型の障がい児支援体制の充実・強化をめざす

2. 発達支援拠点の成り立ちと経過

○大阪府発達障がい児療育拠点の設置

大阪府立松心園（現・大阪精神医療センターたんぽぽ）において発達障がいの個別専門療育を提供していたものの、希望者が多く数年単位で待機をしなければならない状況があった。

そこで身近な地域において早期から発達障がいの特性に応じた専門的な支援を受けられるよう、平成17年より「発達障がい療育等支援事業」を開始し、府内6か所に大阪府発達障がい児療育拠点（現・大阪府発達支援拠点）を設置した。

○個別専門療育に係る事業の市町村への移管

平成24年度の児童福祉法の改正に伴い、児童の通所事業の実施主体が市町村に一元化され、市町村において児童発達支援センター及び児童発達支援事業所が整備されることになった。

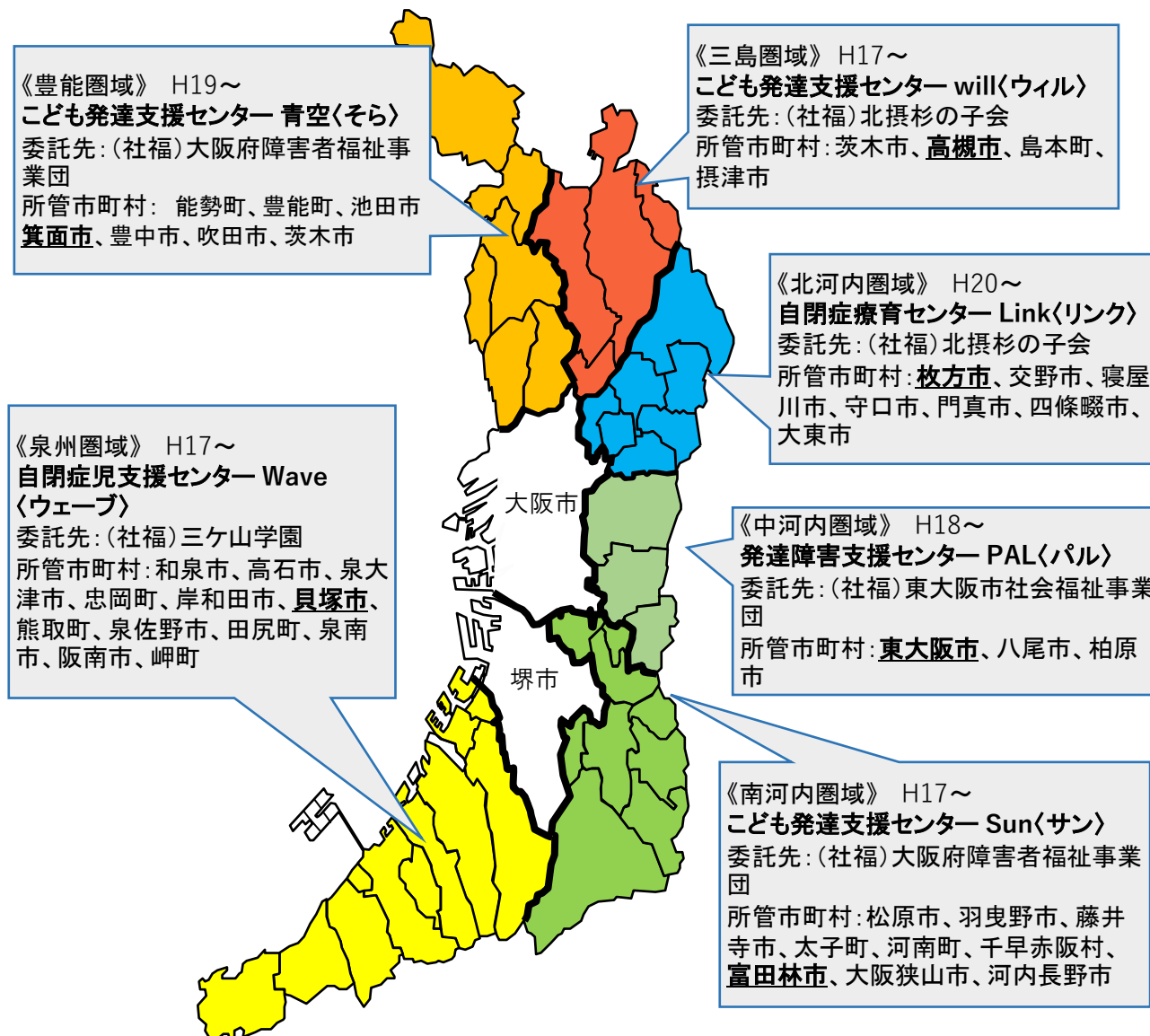
これに伴い、大阪府は子育て交付金のメニューを創設し、市町村が発達支援拠点の療育を活用する場合に一定金額の補助を実施（補助額：17万円／1人）。

○機関支援の受託

平成24年度より「障がい児通所支援事業者育成事業」の委託を受け、発達障がい児支援の専門的なノウハウを活用し、圏域内の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所などの障がい児通所支援事業所を対象とした「機関支援」を開始した。

○学校への機関支援

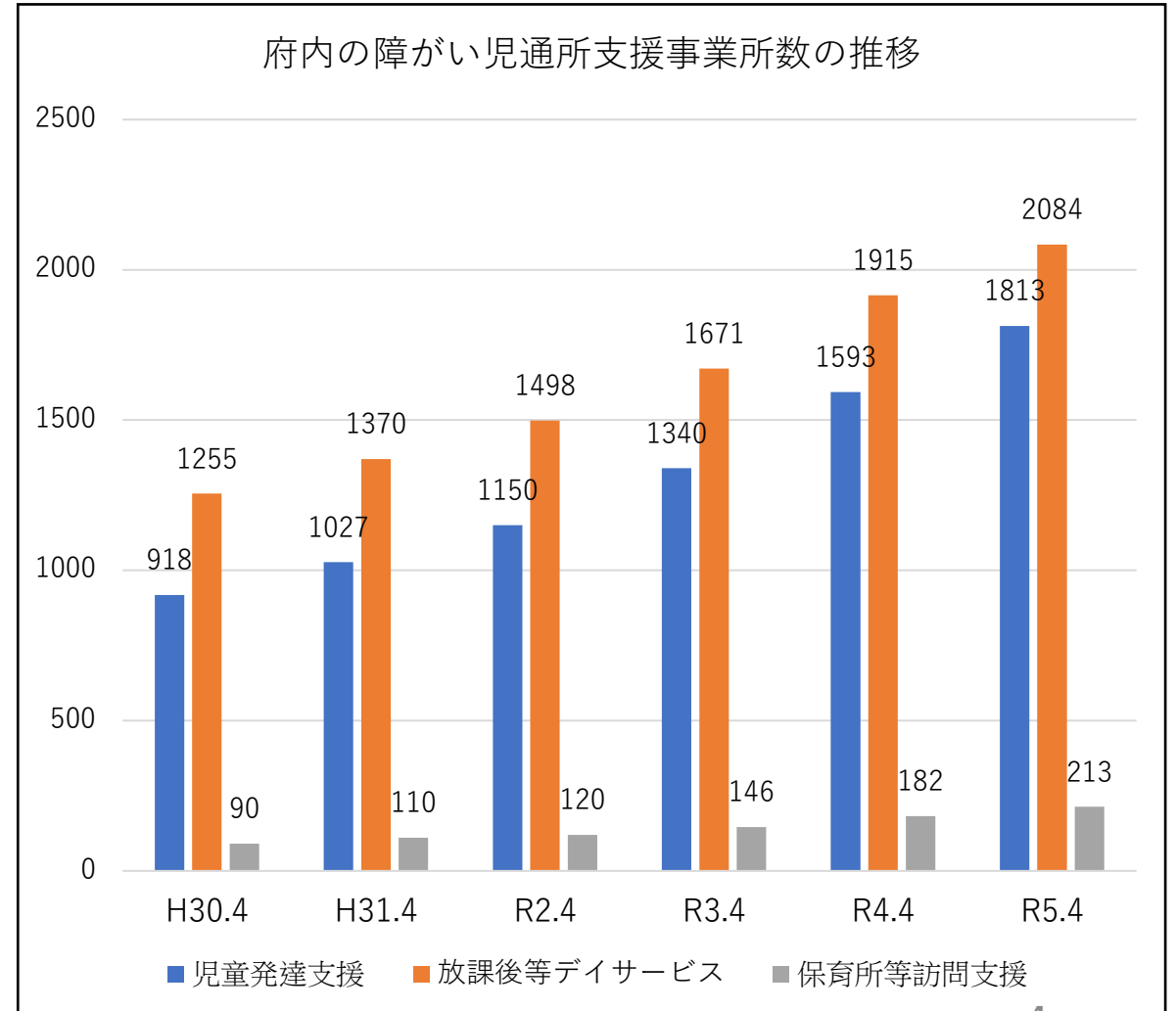
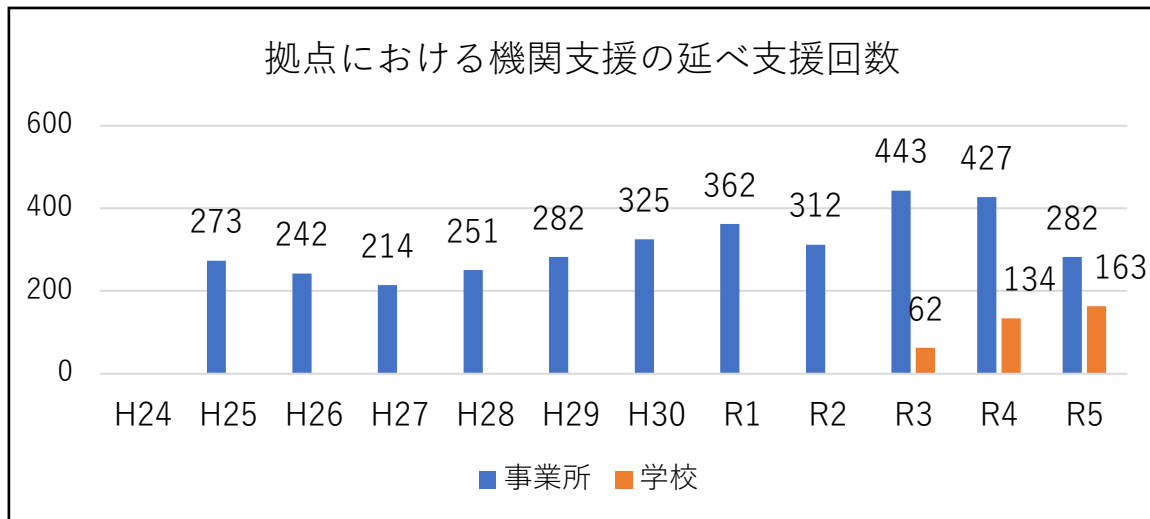
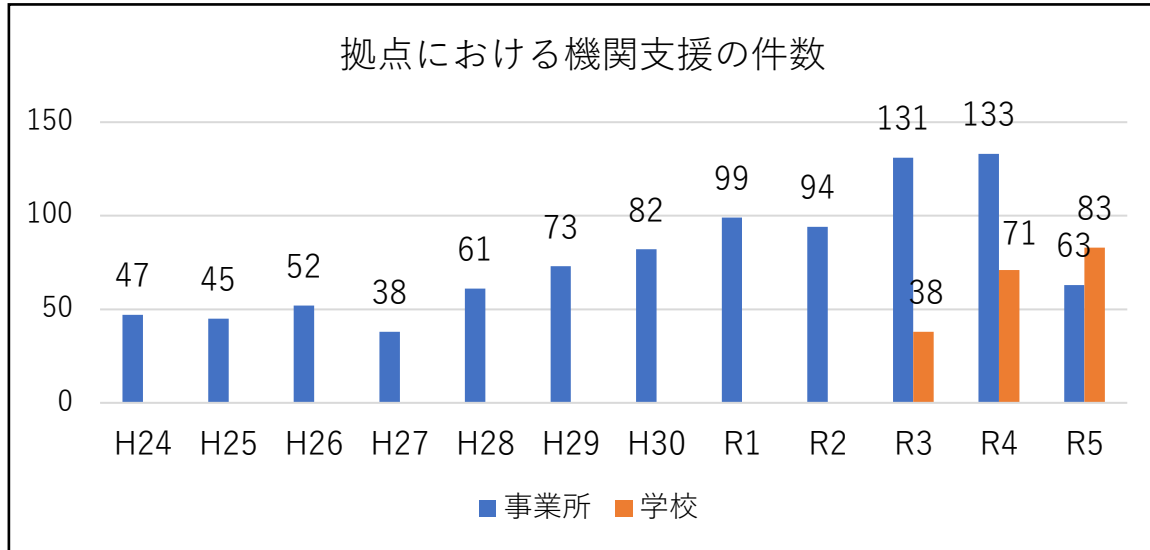
令和3年度から学校を機関支援の対象に追加した。



3. 機関支援の実績と障がい児通所支援事業所の数の推移

○府内の障がい児通所支援事業所は5年で1,847事業所増え、約1.8倍に増加。

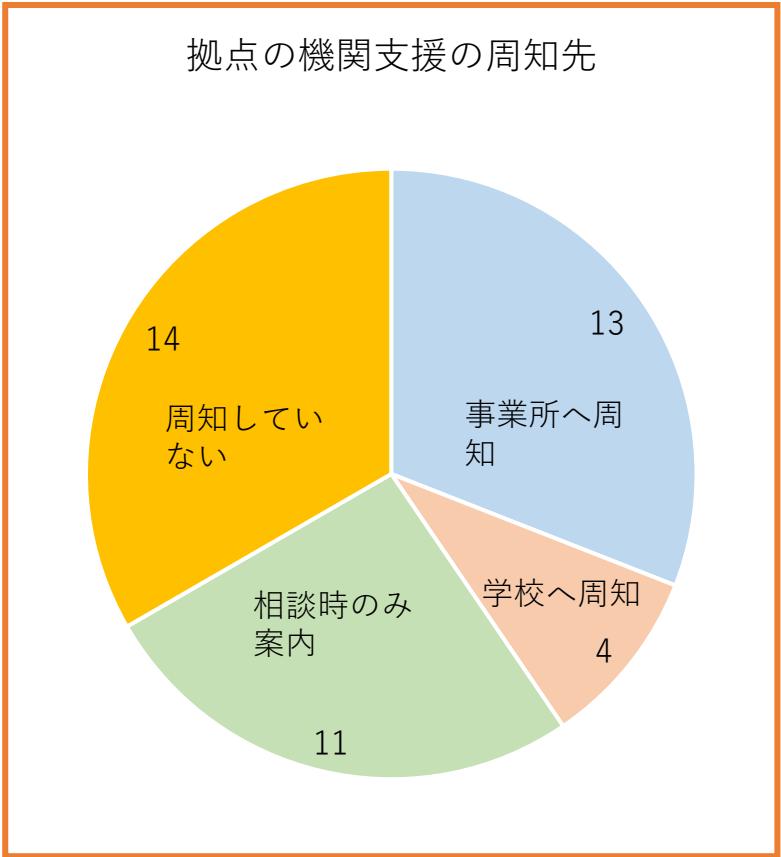
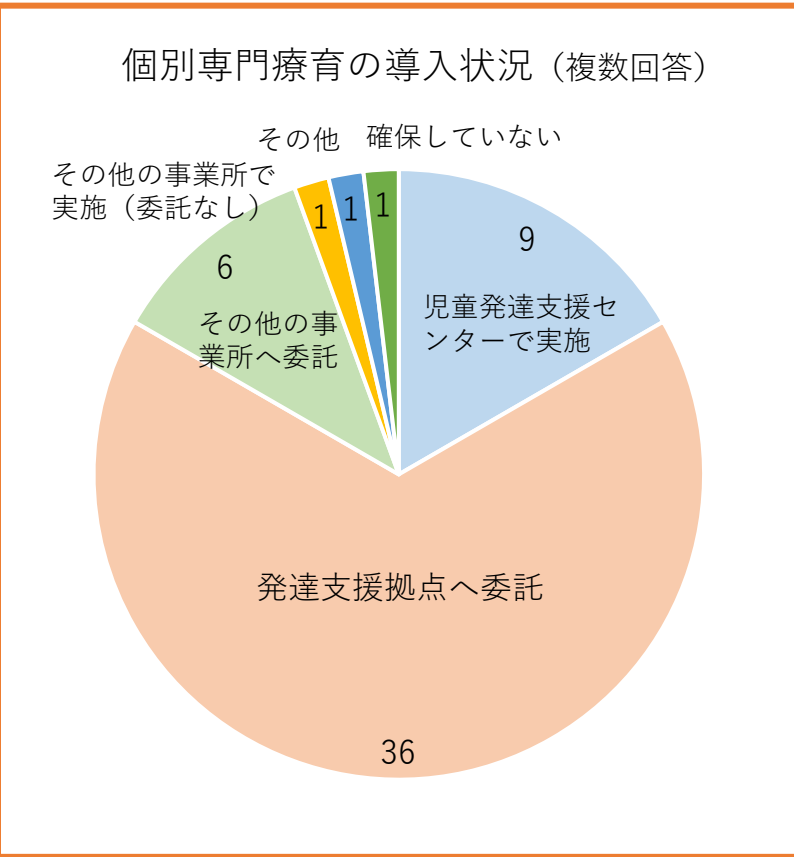
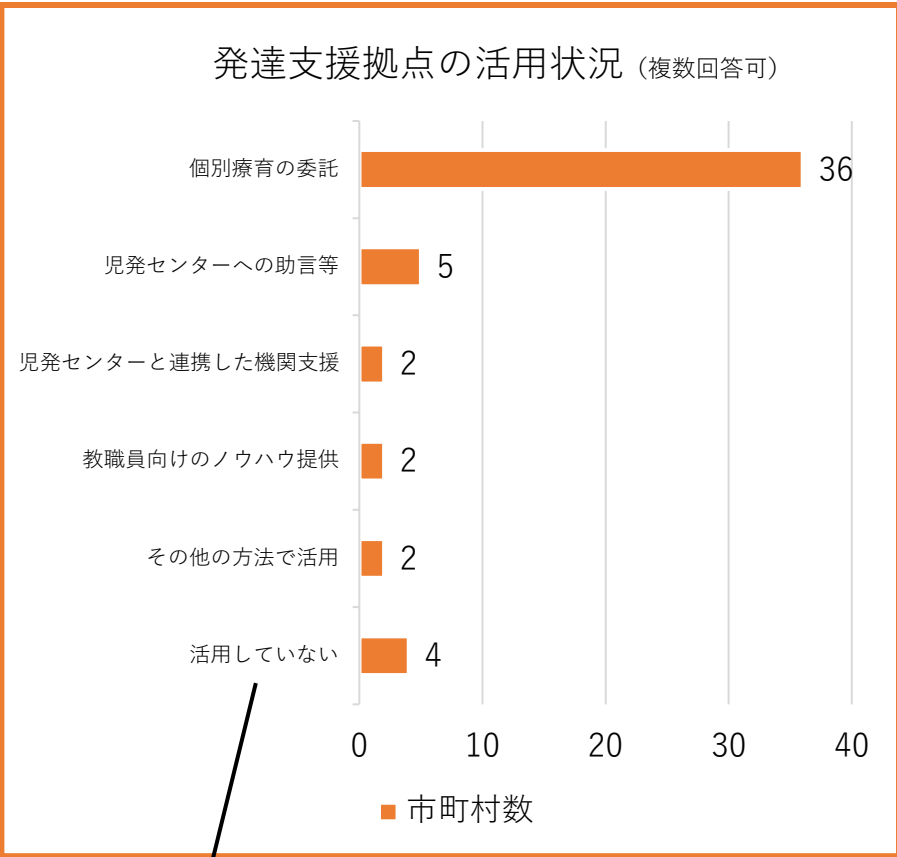
○拠点における機関支援の件数も年々増加しているが、各拠点での機関支援の担い手は原則1人であり、1か所あたり3回や6回など、丁寧で継続的なコンサルテーションを行っているため、容易に支援事業所を増やすことは難しい。



4. 市町村における発達支援拠点の活用状況

※令和5年度実施市町村アンケートより

- ・発達支援拠点の3つの機能（個別専門療育、機関支援、他機関との連携）のうち、個別専門療育は多くの市町村が活用している一方、機関支援については十分に認識されておらず、事業所や学校等の対象機関へしっかり周知されていない。
- ・発達支援拠点の機関支援の認知度が低いため、機関支援に入る際に役割や位置づけを一から説明しなければならないケースがある。



- ・児童発達支援センターや学校等からニーズがない 4件
- ・活用方法を把握していない 4件
- ・その他 3件

5. 障がい児通所支援事業所に対する機関支援や類似する主な取り組み

障がい児通所支援事業所は、下記のような制度に基づいて支援手法等に対する助言を受けることが可能。
中でも発達支援拠点の機関支援は、事業所のニーズに応じ、発達障がい に特化した専門的な助言を行うことができる。

障がい児等療育支援事業

- 都道府県地域生活支援事業の必須事業として、障がい児通所支援事業所、障がい福祉サービス事業所、保育所、幼稚園及び学校等の職員に対して、助言・指導・研修を実施する。
- 実施者：四天王寺悲田院児童発達支援センターへ委託

障がい児支援全般が対象

児童発達支援センター等によるSV・コンサルテーション

- 改正児童福祉法第43条に基づき、地域の障がい児通所支援事業所に対しスーパーバイズ・コンサルテーション(支援内容等の助言・援助機能)を行う。
- 実施者：中核拠点型の児童発達支援センター及び事業所

発達支援拠点の機関支援

(府独自事業)

- 大阪府の委託事業「障がい児通所支援事業者等育成事業」により実施
- 実施者：各圏域に設置された発達支援拠点

発達障がい に特化

事業所への個別訪問による支援

6. 学校に対する機関支援や類似する主な取組み

学校は、下記のような制度に基づいて障がい児の支援手法等に対する助言を受けることが可能。
発達支援拠点の機関支援は、福祉専門職の立場から、学校の訪問、見学受入れ等により専門的な助言を行っている。

保育所等訪問支援

- ・児童福祉法に基づく障がい児通所支援
- ・保育所、児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う
- ・実施者：指定を受けた事業所
府内213事業所（R5年4月時点）

リーディングチーム・リーディングスタッフ

- ・リーディングチーム 市町村教育委員会が市町村の支援教育推進の中核となる教員を指名して組織するチームが、小中学校等の教職員への相談・支援等を実施
- ・リーディングスタッフ支援教育の推進のため、府立支援学校の教員が地域の小・中学校等への巡回相談活動を行う。

障がい児等療育支援事業

- ・都道府県地域生活支援事業の必須事業として、事業所、保育所、幼稚園及び学校等の職員に対して、助言・指導・研修を実施する。
- ・実施者：四天王寺悲田院児童発達支援センターへ委託

発達支援拠点の機関支援

（府独自事業）

- ・大阪府の委託事業「障がい児通所支援事業者等育成事業」により実施
- ・圏域内の障がい児通所支援事業所及び学校に対して訪問等の手法により助言を行う。
- ・実施者：各圏域に設置された発達支援拠点

障がい児支援全般が対象

発達障がいに特化

保護者のニーズに基づいて利用

学校のニーズに基づいて利用可能

7. 発達支援拠点のあり方の方向性

蓄積された専門性を活かした地域支援体制の整備・構築に貢献する

- ・拠点は設立当初から実施している個別専門療育と、その専門性を活かして先駆的に実施している機関支援のノウハウが蓄積されている
- ・増加する事業所の支援の質の向上に向け、発達障がいに関する専門性の高い支援手法を発揮した取組みは引き続き必要
- ・福祉と教育が、共通の理解に基づき一貫した支援を行うことや、障がい特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなど行動上の課題を誘発させない支援を提供していくことが重要であるため、学校のニーズに応じて、在籍する発達障がい児を支援する仕組みは今後も重要
- ・児童発達支援センターを中心とした市町村の障がい児支援の体制を整備する上で、専門性の高い関係機関との連携が必要であることから、発達障がい児支援の専門性を有する拠点を活用することが重要

発達障がいの専門支援機関としての位置付けを明確化する

- ・発達障がい支援の専門機関として市町村等との連携強化を推進するため、発達障害者支援法に基づく発達障がい者支援センターとして位置づけ、名実とも発達障がいの専門支援機関として明確化

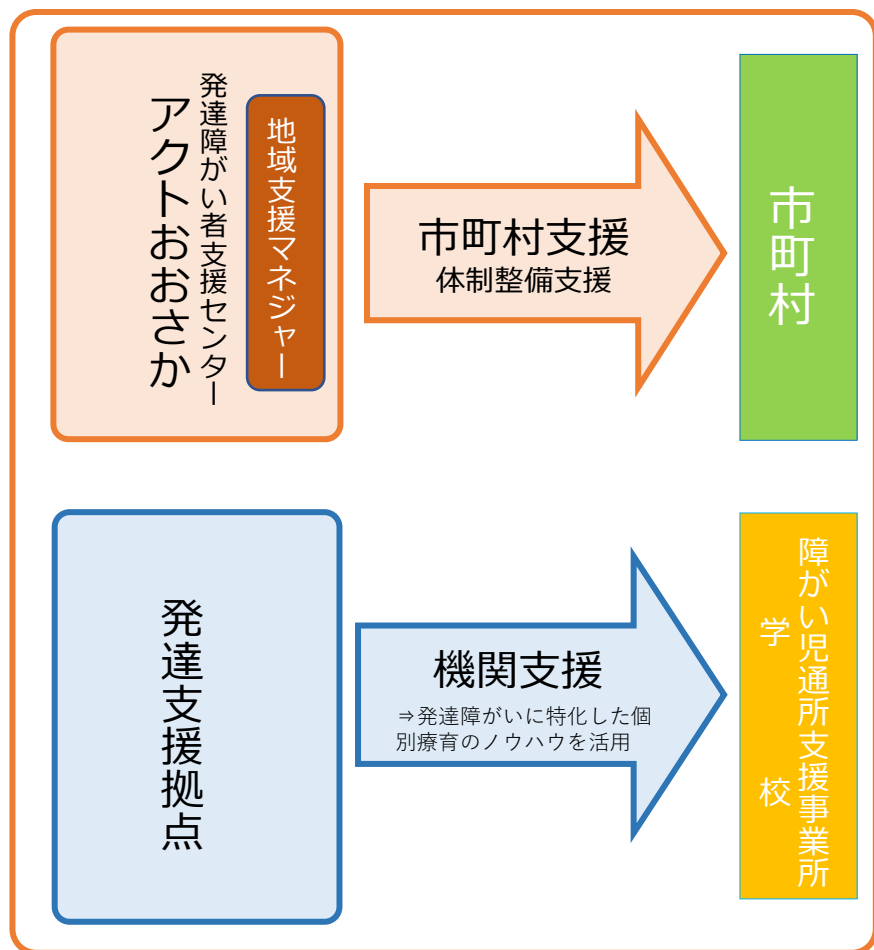
拠点とアクトおおさかのそれぞれの強みを活かし、相互に連携して機能を発揮する

- ・発達支援から就労支援をはじめとするライフステージを通じた多岐にわたる課題や多様化・複雑化した支援ニーズに、専門的知見と多分野の関係機関等と連携して対応するアクトおおさかは、そのノウハウ等を活かして市町村の支援体制整備を支援している
- ・地域全体の支援力の底上げのためには、個別の事業所・学校に対する支援の質向上の取組と、地域ごとの社会資源や体制整備の方針を踏まえた面的なアプローチが連動することが重要
- ・市町村の支援体制整備をサポートしているアクトおおさかと役割分担しながら連携する仕組みが必要

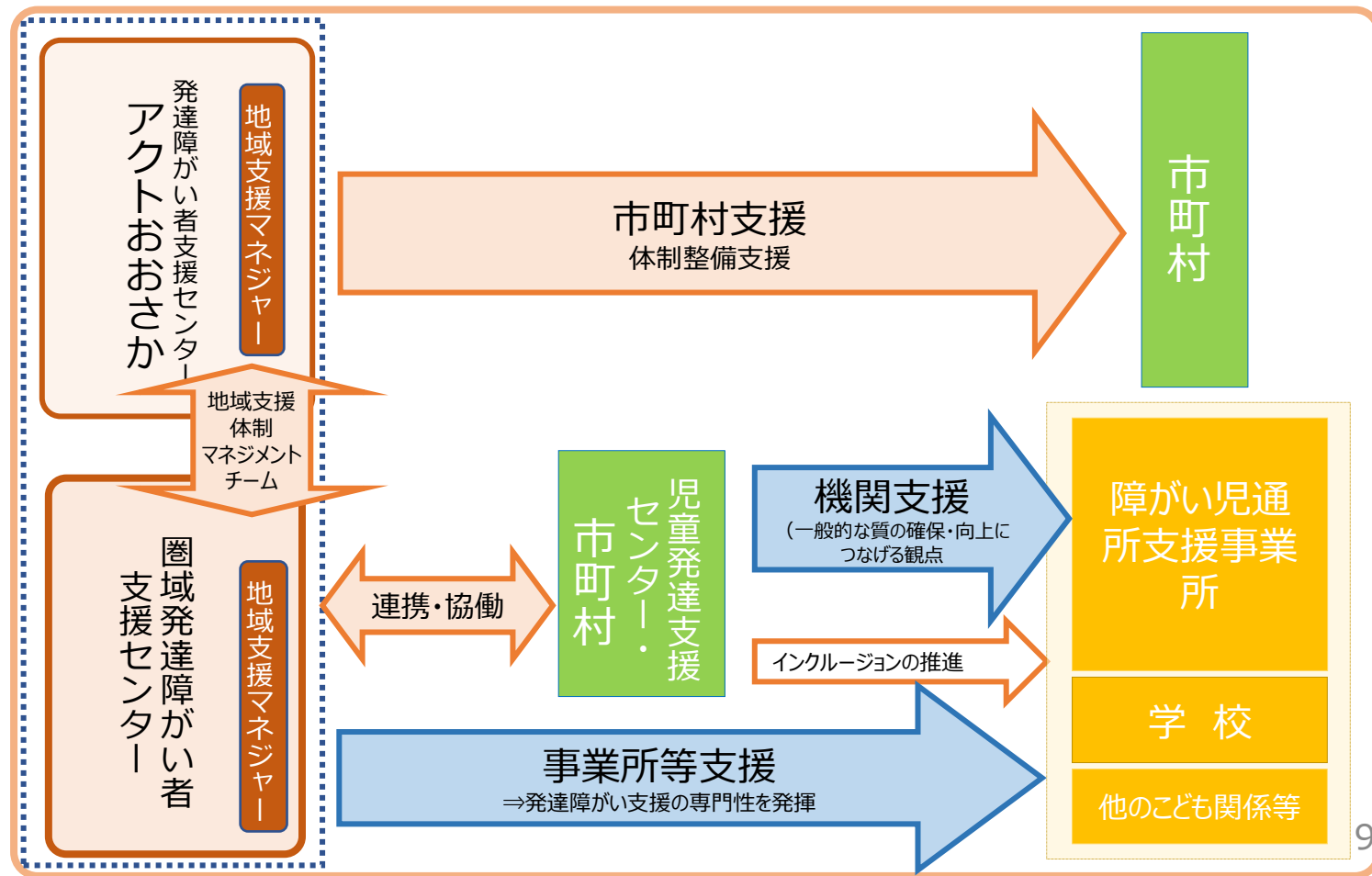
8. 現状を踏まえて考えられる方策～大阪型の障がい児支援体制の充実・強化方針（案）～

- 発達支援拠点を発達障がい者支援センターとして指定し、各圏域のセンター（圏域センター）に位置づける。
- 圏域センターに地域支援マネジャーを配置し、培ってきた発達障がい児支援の専門性を発揮し、事業所等の困難ケースへの支援を行うとともに、児童発達支援センター等と連携・協働し、障がい児通所支援事業所等へ機関支援等を実施
- 中核センターであるアクトおおさかと圏域センターで地域支援体制マネジメントチームを組織し、相互連携による地域支援機能の強化を図る

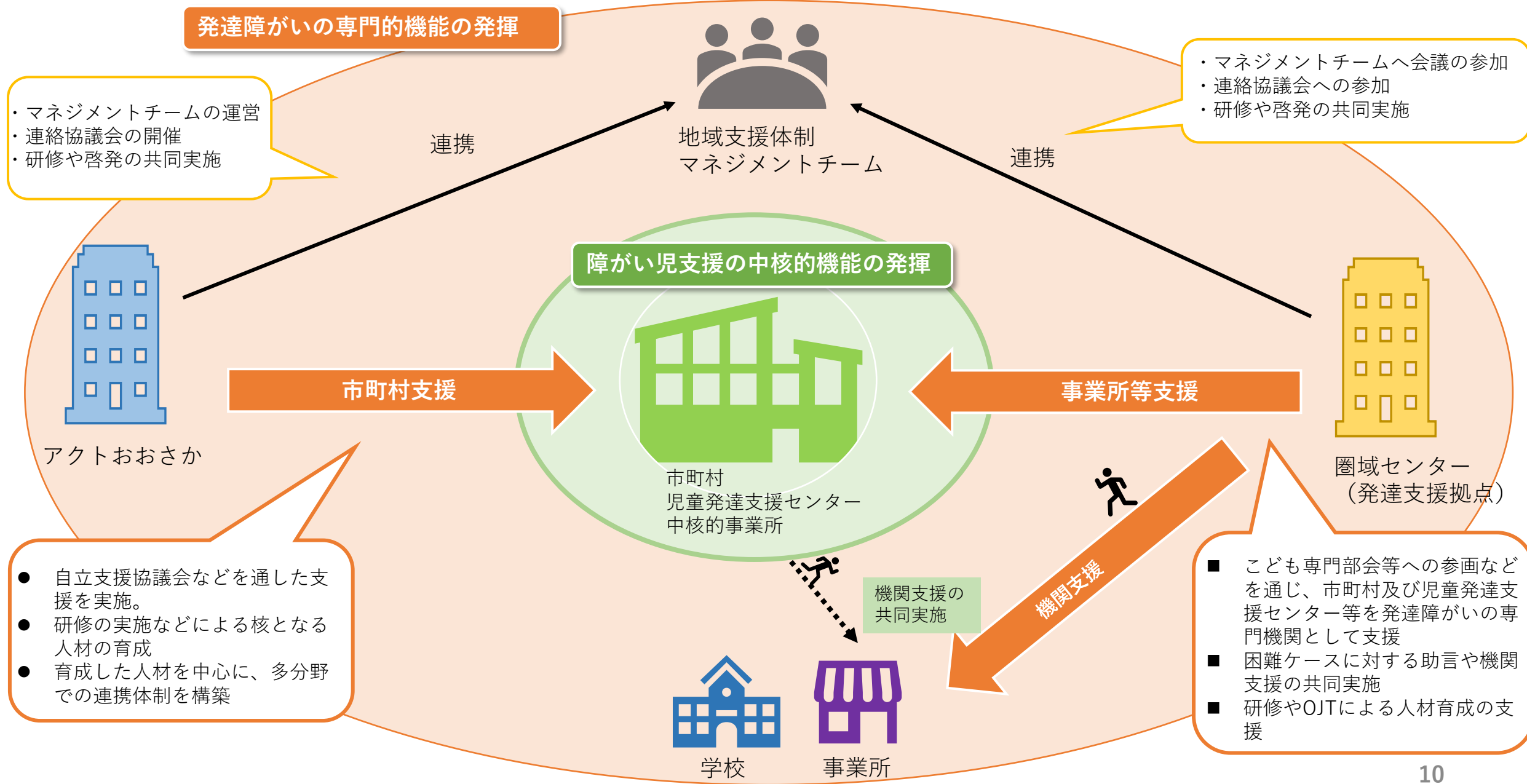
【現行】



【令和7年度からのイメージ】

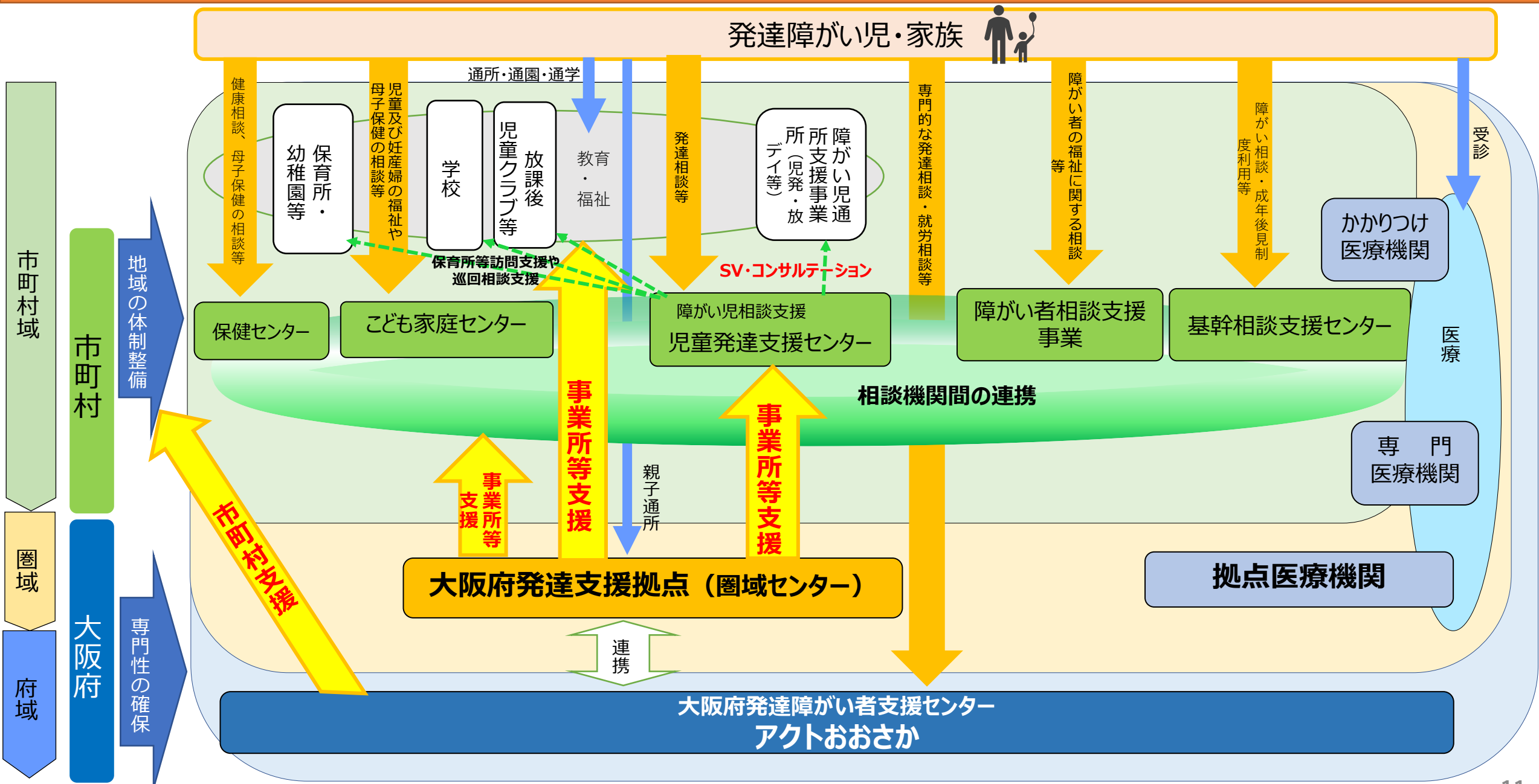


9. センター化・地域支援マネジャー配置後の発達支援拠点の機能（市町村等との関係）



10. 大阪型の発達障がい児に関する支援体制イメージ図（機関支援関係）

※社会資源は一例



1.1. 発達障がい者支援センターにおける所管事業の一覧

種別	国庫事業	事業名	業務内容
発達障がい者支援センター アクトおおさか	地域生活支援事業（法定業務）	相談支援・発達支援	・発達障がい児者及びその家族等からの相談に応じ、発達に関する指導、助言、情報提供を行うとともに、必要に応じ関係機関と連携し、アセスメントを行い、支援計画を作成し支援する。 ※主な連携先：相談支援事業所、学校、医療機関、福祉事務所他
		相談支援・就労支援	・就労を希望する発達障がい児者に対し、就労に向けて必要な相談などによる支援を行うとともに、必要に応じて労働関係機関との連携を図る。 ※主な連携先：就労移行支援事業所、相談支援事業所、府機関、ハローワーク、医療機関、障害者職業センター他
		普及啓発	・発達障がいの特性や支援方法等を解説したパンフレット、チラシ等を作成し、関係機関等へ啓発
		関係施設・関係機関に対する研修	・関係機関等の職員に対し、発達障がいに関する基礎知識・技術を習得することを目的とした研修を実施
		関係施設・関係機関等の連携	・発達障害者支援センター連絡協議会開催 ・府発達障がい児者支援体制整備検討部会への参加 ・ペアレントメンター事業運営委員会の運営
	地域生活支援促進事業	地域支援力向上事業	・市町村の体制整備を支援（Q-SACCSを活用した発達障がいに関する地域支援体制の見える化による効果的な点検・改善の推進や地域全体及び各分野の支援者のスキルアップを目的とした合同研修開催支援等） ・ 地域支援体制マネジメントチームの運営（府内の地マネが一貫性・一体性をもって活動するための連携強化）
	ペアレントメンター事業	・ペアレントメンターの養成及び派遣調整等。ペアレントメンター事業運営委員会の運営（再掲）	
圏域発達障がい者支援センター（発達支援拠点）	地域生活支援促進事業	〇〇事業（名称検討中）	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児通所支援事業所、学校への機関支援 ○児童発達支援センターとの連携・協働（専門機関としてのバックアップ等） ○事業所等の支援力の向上に向けた多様なニーズに対応した地域支援 ○地域支援体制マネジメントチームを構成

※太字部分は新たに追加を予定している業務

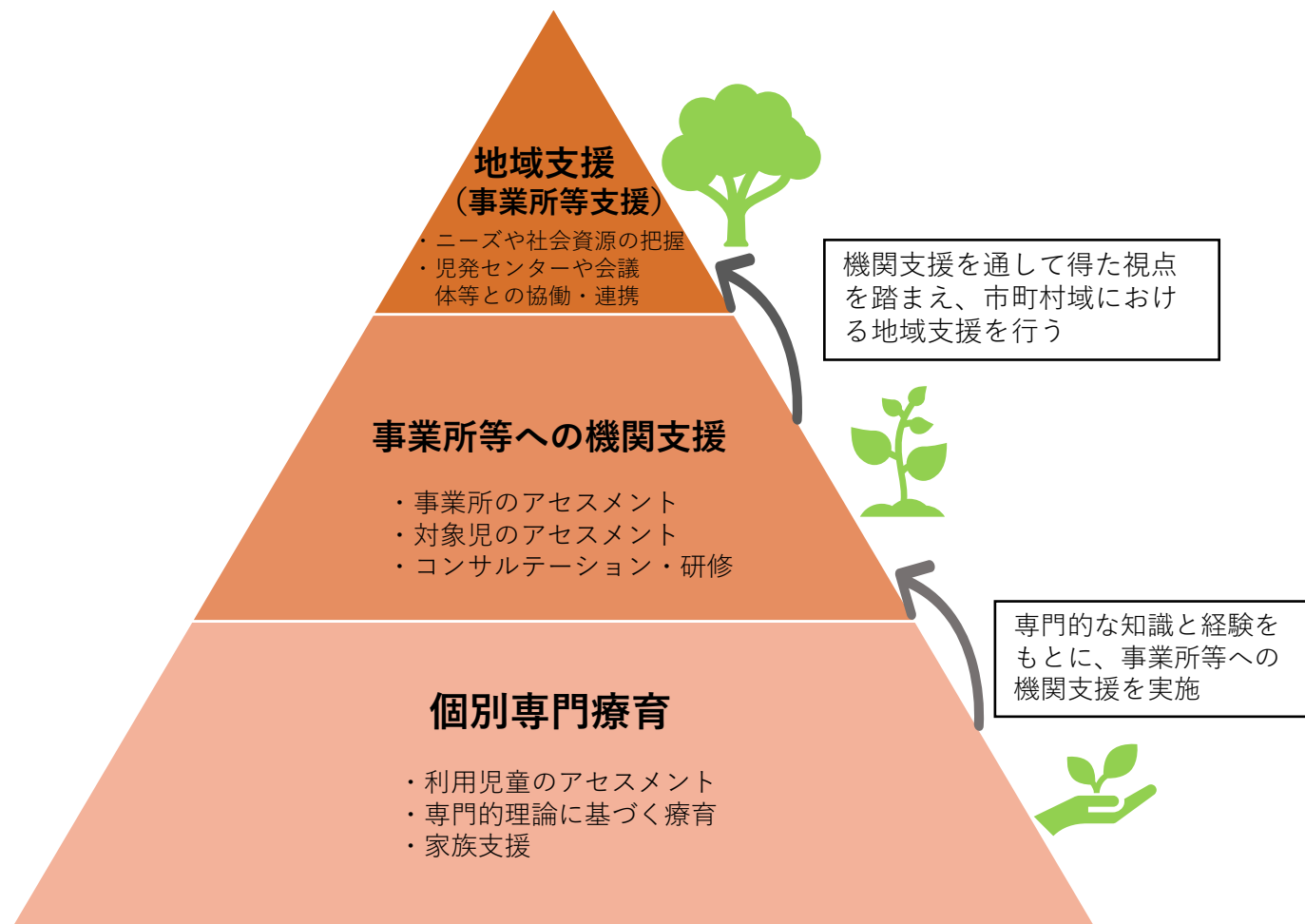
1 2. 圏域発達障がい者支援センター（発達支援拠点）に配置する地域支援マネジャーの役割

- ・ 地域支援マネジャーは発達障がい者支援センターの地域支援機能の強化等を図ることを目的とするもの。
- ・ これまで培ってきた発達障がい児支援の専門的ノウハウやスキルを発揮しつつ、地域の実情やニーズに応じた多様な地域支援の取組も想定。

地域支援マネジャーの具体的役割

- 障がい児通所支援事業所・学校への機関支援
子どもや環境などをアセスメントし、子どもの正しい理解と環境設定や支援技術等及び家族支援について、専門的立場から助言、事例検討、専門的研修等を実施
- 児童発達支援センターとの連携・協働
地域の障がい児支援体制構築において専門機関としてバックアップ（連携・協働による機関支援の実施、発達障がいに関する専門的立場からの助言、コンサルテーション等を実施する人材の養成支援等）
- 事業所等の支援力の向上に向けた多様なニーズに対応した地域支援
例) 市町村子ども専門部会等への参加、アセスメントツールや家族支援の導入支援、保育所・幼稚園への支援、母子保健との連携、成人期事業所等との連携
- 地域支援体制マネジメントチームの構成（活動例）
 - ・ 情報共有を図るための連携会議開催
 - ・ 専門性の研鑽に関する取組み
 - ・ 機関支援の共同実施等の調整
 - ・ アクトおおさかが実施する中核センターとしての業務との連携

地域支援マネジャーのスキルを構成するもの



1 3. 発達障がい者支援センターの相談機能について

発達障がい者支援センターの基本的な機能

相談支援

- 相談に応じ、適切な指導又は助言、情報提供を行う
- 相談は来所や訪問、電話やインターネット等により受ける。

発達支援

- 相談に応じ、必要に応じて医学的診断・心理判定を行う
- 施設や保育所等へ入所している場合、発達支援方法に関する助言・指導を行う

就労支援

- 就労に向けて必要な相談支援を行い、関係機関と連携を図る

啓発及び研修

- 普及啓発を行い、理解促進に努める
- 発達障がい児者への取り組みを進めるため、関係機関への研修を行う

関係機関との連携

- 各分野との連携を図る
- 定期的に連絡協議会を開催する

相談機能を有する支援

相談支援の内容

発達障がい者や家族からの多様な相談に応じ、地域における生活を可能にするための相談支援を行うもの。
相談支援は、地域の障がい者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようになるため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うもの。
(発達障害者支援センター運営マニュアルより)

相談支援・発達支援・就労支援実施に必要なもの

- 発達障害者支援センターの管理責任者を定めること
- 事業を担当する職員を常勤専任として配置すること
※相談支援の担当職員は社会福祉士（又は同等と知事が認める者）
※3つの支援をすべて行う場合3名必要
- 次の設備を設けること（付置施設との共有可）
①相談室等 ②事務所 ③便所 ④その他必要な設備

1.4 圏域発達障がい者支援センターへの相談機能の付加について

相談機能の付加についての検討結果

(参考) 都道府県におけるセンター設置数

地理的条件

- 大阪は交通の便が良く、来所に対するハードルは低いことや、電話相談も可能であることを踏まえると、他府県のように地理的条件を理由とした相談窓口の複数設置はなじまない。

財源確保

- 各拠点で相談支援を行う場合、1か所数千万円規模の予算が必要であり、申請額通りの国庫補助が入らない状況も踏まえると、財源の確保は現実的に困難

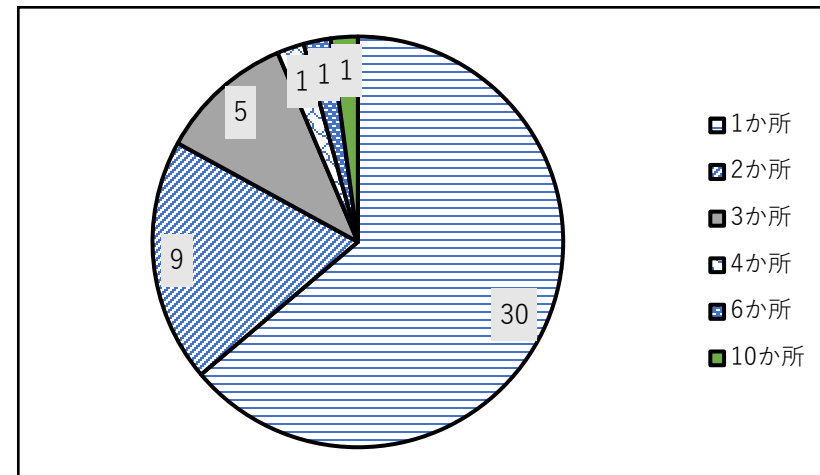
人材の確保・維持

- 福祉人材の確保自体が厳しい状況下において、相談対応に必要な知識や発達障がい児者支援に関する専門的なスキルを有する職員（常勤専任）の確保・維持は困難

手法の効率性

- 改正児童福祉法の内容（児童発達支援センターの中核機能発揮、こども家庭センターの設置）や、基幹相談支援センターの配置等を踏まえると、市町村等に付置されている相談窓口機能の底上げを図るために発達支援拠点の専門性を発揮するほうがより効果的

- 発達障がいの専門相談機能は引き続き中核センターが担い、圏域発達障がい者支援センターは中核センターと連携して機関支援を行うことにより、市町村等の一次支援機関の支援力の向上をまずは重点的に図っていくことが重要
- そのうえで、発達障がい児者の支援にあたって、発達障がい者支援センターがどのような役割を担っていくべきか、検討を重ねていく必要がある



都道府県	人口	センター数
東京都	1,384万人(1,384万人)	2(2)
神奈川県	912万人(307万人)	7(1)
大阪府	878万人(520万人)	3(1)
愛知県	751万人(518万人)	2(1)
埼玉県	738万人(606万人)	3(2)
千葉県	631万人(534万人)	3(2)
兵庫県	546万人(393万人)	7(6)

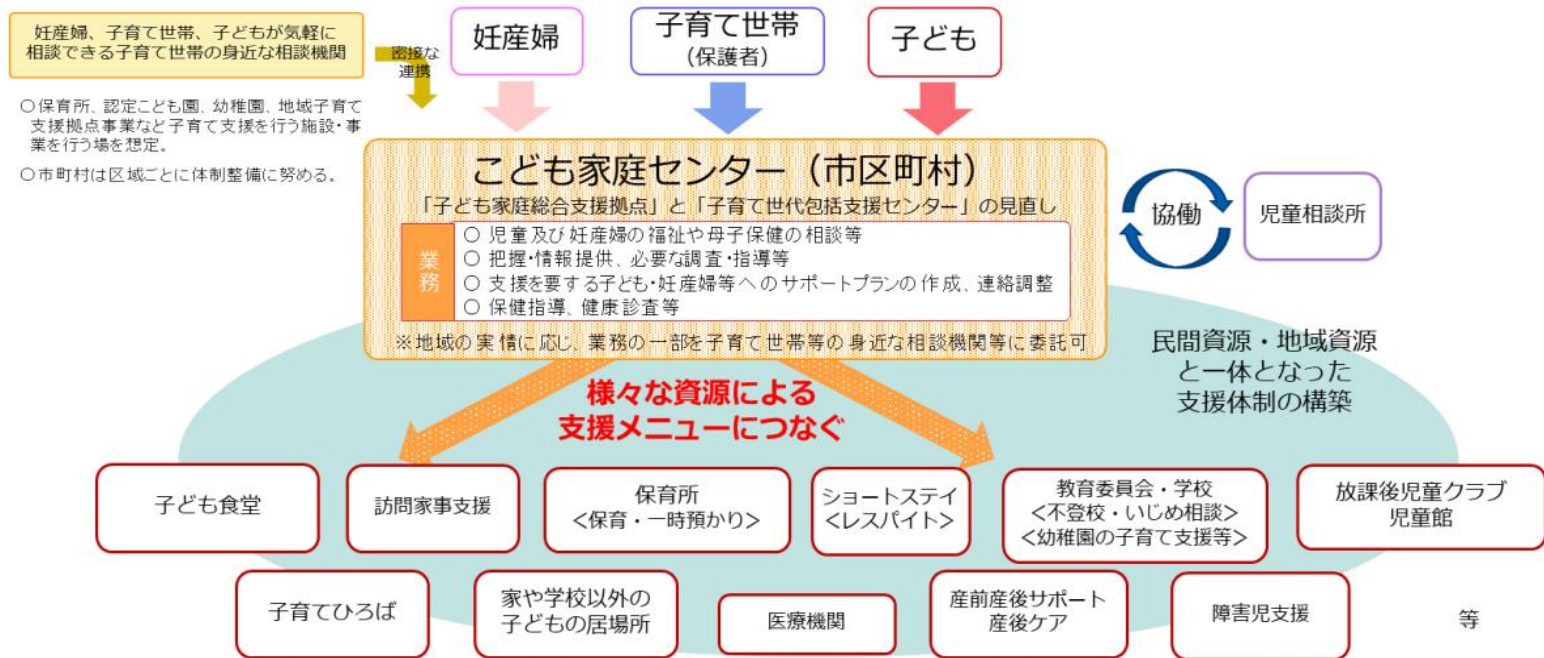
※ () 内は政令市除く数値

15. (参考) 市町村におけるこども家庭センター設置の動き

市町村は、改正児童福祉法等により、令和6年4月から、従来の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。
(令和6年4月の時点で大阪府では26市町村が設置済)

対応2 相談支援機能の一体化(こども家庭センター)

- ・ 子育て家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの「連携」からより一歩前へ。
- ・ こども家庭センターとして、地域の関係主体とつながりながら、**サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメント。**



- ◆ 「こども家庭センター」は、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。
地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務を担うことから、地域において母子保健や子育て支援に携わっている関係者との連携が欠かせない。
- ◆ 「こども家庭センターガイドライン」(令和6年3月30日 こども家庭庁)においては、「(発達障害者支援)センターと適切な連携を図りつつ、発達障害児に対する支援に当たる必要がある。」としている。

市町村説明会・意見交換会を開催（令和6年5月）

- 各市町村での発達障がい児者の支援において、大阪府の発達障がい児者支援総合事業などの支援策をご活用いただくため、事業説明会を実施（令和6年度より対面・圏域別に変更）。
- 令和6年度から事業説明会とは別に、第2部として発達障がい児者支援等についての諸課題への対応や、障がい児の支援体制のあり方等について意見交換を行う場を設け、令和6年度は「障がい児通所支援事業所の支援の質の向上」をテーマに市町村及び児童発達支援センターと意見交換を実施。

出席市町村等

豊能圏域（5月23日）	： 5市町3センター
中・南河内圏域（5月28日）	： 11市町村4センター
三島圏域（5月15日）	： 2市5センター
泉州圏域（5月13日）	： 6市町8センター
北河内圏域（5月20日）	： 4市6センター

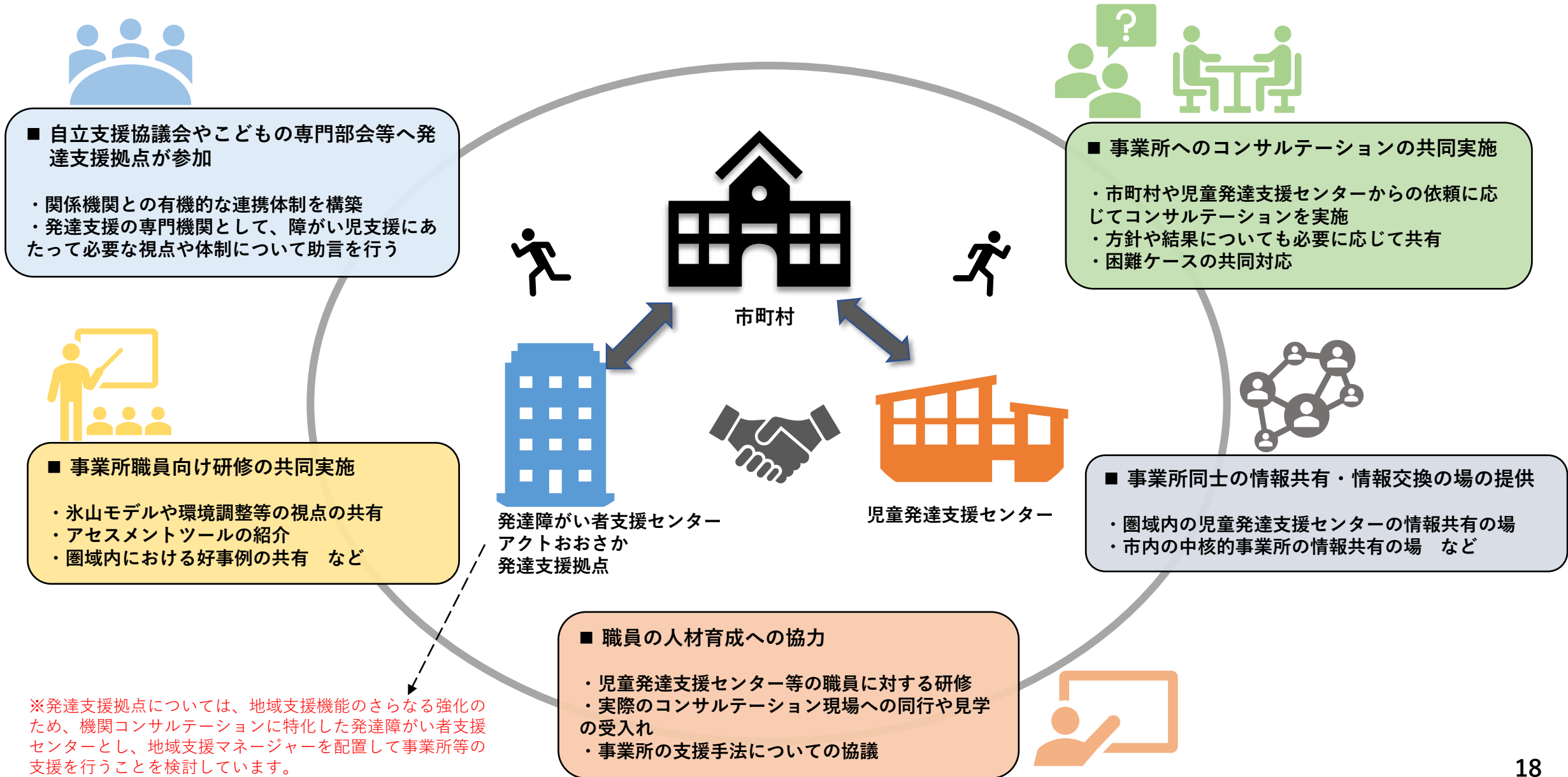
○当日の様子



意見交換会の議題

- ①現在、地域の事業所の支援の質の向上を目的とした取組として、市町村・児童発達支援センターで実施されていること
- ②中核機能強化加算の算定や児童発達支援センターの機能強化について、具体的に協議・検討されていること
- ③国が示した加算要件や改正法の内容について、児童発達支援センターとしての受けとめ（課題・疑問点等）
- ④府資料の具体的な連携のイメージを踏まえた、発達支援拠点との連携のあり方について、ご感想・ご要望など
- ⑤この機会に近隣市町村・児童発達支援センターに聞いてみたいこと

障がい児通所支援の質の向上に関する取組例（府及び市町村の連携パターンのイメージ 案）



市町村説明会・意見交換会における市町村・児童発達支援センターからの意見

事業所の支援の質について

- ・事業所の困りごとのなかでも、背景に家庭や環境の問題があるケースについては、事業所への支援だけでは解決しづらい
- ・教育との連携が課題と感じている。具体的にどうしていけばいいのか、学校との調整も悩んでいる。
- ・事業所向け研修は過去から実施している（事業所連絡会主体で実施の市もあり）
- ・強度行動障がいなど他害の強い児童への対応に関する研修は事業所の反響が大きかった
- ・事業所連絡会の運営、議題の設定、児の事業所と者の事業所の交流に苦慮している

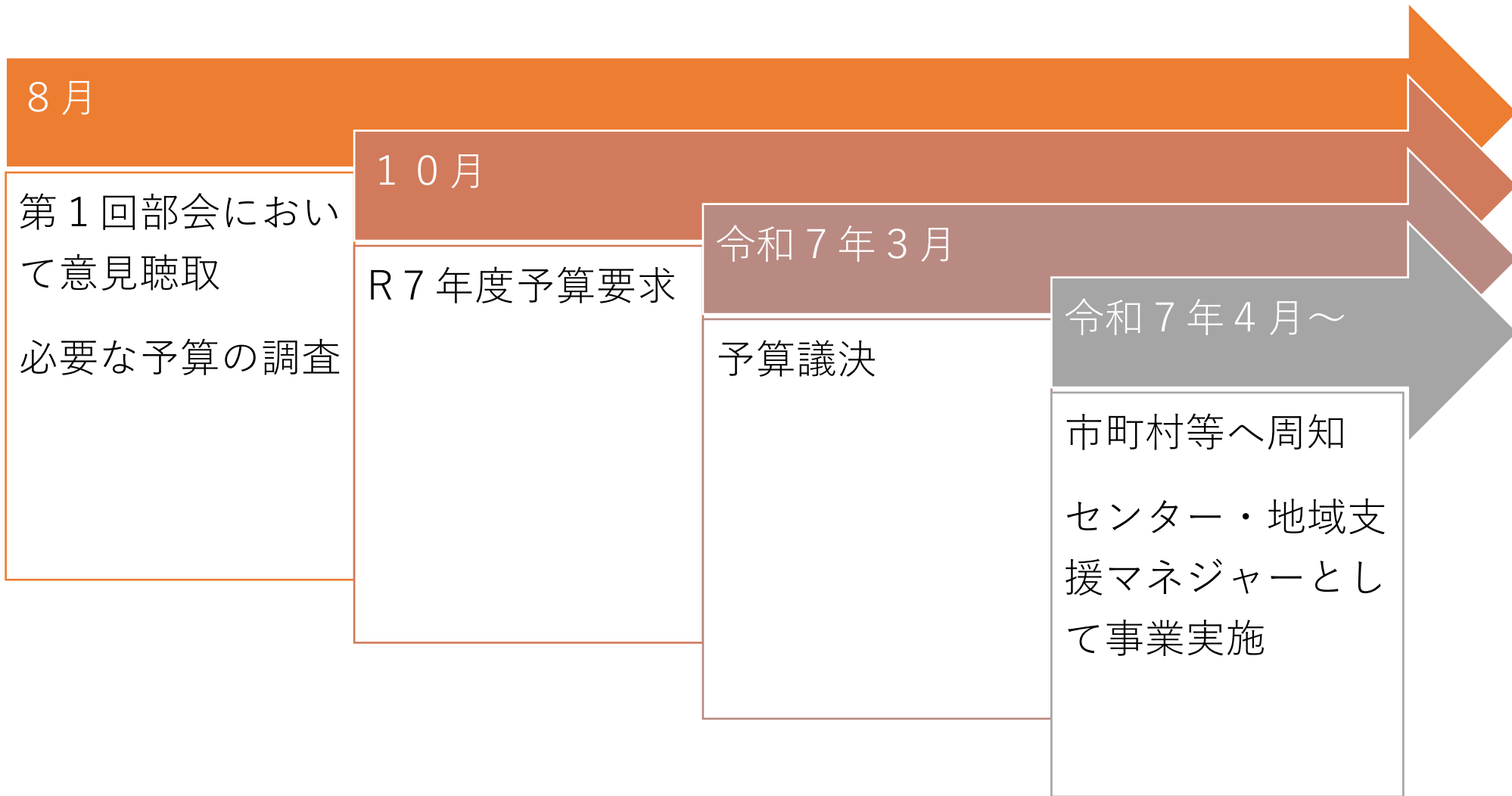
児童発達支援センターの中核機能の発揮について

- ・専門人材の確保や育成、地域の事業所との関係性の構築から始める必要がある。
- ・地域の事業所が児童発達支援センターのSVやコンサルテーションを必要としているのかなど、まずは市としてニーズを調査していきたい。
- ・保育所等訪問・相談支援を実施していないため、中核機能の発揮にあたってはまずその実施について検討が必要。
- ・利用者は市民だが事業所所在地が市外の場合、どちらの市のセンターが対応すべきか難しい（個人情報関係）

発達支援拠点と市町村・児童発達支援センターとの連携について

- ・コンサルテーションのスキルは同行しなければ学べない。センター職員の人材育成がまず必要であり、拠点の力を貸していただきたい。
- ・市内の事業所の発達支援拠点の利用状況を把握していなかったため、確認させてほしい。
- ・センター内に自信をもって研修をできる人がいない。事業所向け研修の実施などご協力いただきたい。
- ・市独自で取組みをしているが、強度行動障がいなど力を貸していただきたい案件もあるため協力をお願いしたい。
- ・まずは事業所のニーズを把握したうえで拠点に機関支援を依頼したい（派遣型のパターン）。

16. 今後のスケジュール案



17. こどもワーキンググループで出たご意見（令和6年6月28日開催）

〈発達支援拠点のセンター化の方針について〉

- ・ 機関コンサルテーションに特化したセンターで終わるのではなく、次のステップや将来的な見通しも示してほしい。
- ・ 相談機能も含め、将来的にいろいろな対応ができる余白を残しておいてほしい。
- ・ 機関支援は直接支援に裏打ちされた支援であることを明記し、個別専門療育も含めた形が拠点であることを示す方がよい。
- ・ 地域支援マネジャーとなりうる人材を育成することや、個別専門療育と機関支援を両立させていくことは課題。
- ・ 地域支援マネジャーの市町村の認知度は高くないため、拠点の認知が自動的に広がるかは疑問。府として周知は必要。

〈必要な支援、取組について〉

- ・ 機関支援について児童発達支援センターや拠点が発信しているが、市町村は積極的にビジョンを描くべき。
- ・ 地域ごとの事業など取組を整理して見える化していくことも必要。
- ・ 窓口が多いため、当事者や家族がどこに相談すればいいのか分かるフローチャートのようなものがあればよい。
- ・ 拠点を知らない当事者・家族も多いため、支援機関とつながってもらうための取組（情報発信など）が必要。
- ・ 小中学校より高等学校や私立学校は網がかかっていないため、発達障がいの相談先としてわかるようになればよい。

18. 発達支援拠点受託法人のご意見

〈発達支援拠点のセンター化・地域支援マネジャー配置の方針について〉

- ・大枠の方向性についてはおおむね理解できる。
センター化することで市町村の自立支援協議会にも単なる事業所としてではなく専門機関として入っていける。
- ・市町村が障がい児者支援施策等に落とし込んで、拠点との連携についてどれだけ理解してくれるかが気がり。
市町村との連携にあたっては、大阪府も間に入って取組の説明をするなどのバックアップをしてほしい。
- ・地域支援マネジャーや発達障がい者支援センターとして地域のニーズに応じて活動するとなると、法人が市町村から受託している既存事業や設置主体との関係性などのすみわけや整理が必要。
- ・事業内容や趣旨を踏まえると、常勤換算一人では厳しい。
きちんとこの事業に対して動けるそれなりの経験者をつけようと思うと、相応の委託料（人件費）が必要。
- ・発達支援拠点はきっちりと構造化された環境で療育をおこなっているが、機関支援においては、そのような環境がない事業所や学校に行って、子どもをみただけで助言をするということが求められる。
福祉人材の確保が厳しい昨今の状況下においては、これだけの専門性の必要な業務について人材を確保・維持することは難しい部分がある。
- ・個別専門療育で培ったノウハウをもとに機関支援を行う。そのような意味で、個別専門療育の事業が安定的に実施できなければ機関支援も難しい。一方にしわ寄せがこないよう、双方のバランスを保っていくことも必要。

19. 発達障がい者支援センター化後の名称について

○府のホームページに掲載している情報

圏域	センター名	所在地	電話番号	運営法人
豊能	こども発達支援センター 青空（そら）	箕面市稲6丁目15-26 あいあいプラザ内	072-729-0125	（社福）大阪府 障害者福祉事業 団
三島	こども発達支援センター will（ウィル）	高槻市城北町1丁目 6-8 奥野ビル2階	072-662-0100	（社福）北摂杉 の子会
北河内	自閉症療育センター Link（リンク）	枚方市岡東町24-10 アイエス枚方ビル3F	072-841-2411	（社福）北摂杉 の子会
中河内	発達障害支援センター PAL（パル）	東大阪市菱江5年2月 34日	072-975-5712	（社福）東大阪 市社会福祉事業 団
南河内	こども発達支援センター Sun（サン）	富田林市栗ヶ池 2969-5	0721-26-7331	（社福）大阪府 障害者福祉事業 団
泉州	自閉症児支援センター Wave（ウェーブ）	貝塚市東山2丁目1-1	072-421-3011	（社福）三ヶ山 学園

○センター化後の表記（案）

圏域	センター名
豊能	こども発達支援センター 青空（そら） （豊能圏域発達障がい者支援センター）

○「発達支援拠点」の名称について

- ・「発達障がい児療育拠点」
発達障がい児の個別療育と保護者研修を実施する拠点として創設
 - ・「発達支援拠点」
令和3年に地域の拠点としての機能に着目しに改称。
- 活動時の役割や位置づけの明確化のため、「圏域発達障がい者支援センター」に改称することを検討中

ご議論いただきたい点

- 発達支援拠点の圏域発達障がい者支援センター化及び地域支援マネージャー配置の方針について、発達障がいの広域専門機関に期待する役割も含めてご意見をお願いします。
- 発達障がい者支援センターとした際の発達支援拠点の名称・呼称についてご意見をお願いします。